

犯罪被害者家族の会

POENA

とある**家族**の闘いの歩み

1996年の春、JR池袋駅の山手線外回りホームで立教大学の学生だった**小林悟**さんが暴行を受けた末に**殺害**されました。遺族も必死に情報を集めましたが未だに犯人は逮捕されていません。被害者の父である**小林邦三郎**は、事件から十年後の2006年に犯罪被害者の遺族らに呼びかけ「**犯罪被害者家族の会ポエナ**」を発足させました。

そして翌年に時効を控えた**2010年**の春、殺人などの凶悪犯罪の**時効が撤廃**されました。

2011年現在、この事件は警察庁の**捜査特別報奨金制度対象事件**となっています。

長期にわたる未解決事件の捜査方法や犯罪の防止、そして犯罪被害者と家族に対する救済、日本社会にとってあるべき法律・制度とはどのようなものか。父の闘いは続きます・・・



2000'



2011'

※現在の報奨金上限額三〇〇万円
この事件の情報提供はこちらへ
〒171 0021
東京都豊島区西池袋1丁目7番5号
警視庁池袋警察署
JR池袋駅立教大生殺人事件捜査本部
Tel 03 3986 0110 内線3332

小林邦三郎
2000年、事件が発生した池袋駅ホームにて撮影

— 私たちの活動 —

亡き被害者に存在する命の権利を訴え、犯罪防止のための活動を主として取り組んでいます。

少年法適用年齢を18歳未満とする改正を訴えています。

触法精神障害者の刑事責任の法制定を訴えています。

犯罪者死亡後も刑事責任が存在する司法制度を訴えています。

犯罪者と、その親の責任と賠償の実現を訴えています。

配慮すべき被害者を除き、原則として実名の社会を訴えています。

医療の重大過失による刑事責任の追求を求めています。

2011年(平成23年)の主な活動報告

池袋駅立教大生殺人事件から15年

JR池袋駅立教大生殺人事件から丸15年を迎えましたが、遺族、警視庁池袋署員、池袋地域防犯ボランティア有志、日本ガーディアン・エンジェルス、犯罪被害者家族の会ポエナなど、総勢40名を超える人々が、JR池袋駅・日暮里駅にて犯人の似顔絵チラシを配付いたしました。池袋署員の強い呼びかけもあって、通行中の多くの皆様に御協力いただきましたことを深く感謝申し上げます。



(2011.4撮影)

ポエナと学生との交流

犯罪被害者家族の会ポエナでは、犯罪被害者に関わる厳しい現実と、今後の解決に向けての活動を理解していただくために、外部での講演活動とは別に多くの高校生や大学生の皆様と交流する場を大切にしております。

被害者になったわが子を思い出させる学生さんたちに、自身の体験を伝えることは残された家族にとって大きな負担となる場合もあり、体調を崩すケースも珍しくありません。しかしこれから社会に出て活躍する若い人々の未来に何らかの力になることを願い、また自身の強く生きる姿を見せることが、亡くなった家族への何よりの供養でもあります。



法政大学の学生達に体験談を話す被害者遺族
(2011.6撮影)

北九州連続監禁殺人事件、被害者に給付金支給へ

北九州市の監禁・連続殺人事件で、父親を殺害され自らも監禁された遺族(当時17歳)が、申請期限を過ぎたとして犯罪被害者給付金を不支給とした福岡県公安委員会の裁定取り消しを求めた訴訟の上告審で、最高裁第2小法廷(竹内行夫裁判長)は2011年9月2日付で県側の上告を棄却し、不支給を取り消した一、二審判決が確定しました。

犯罪被害者家族の会ポエナは、2008年の国家公安委員会による給付金不支給への不服申し立ての棄却に対し、その事は給付金支給目的を全く理解されておらず、法の平等を踏み躪る行為であり、特に助けを必要とする者への援助が無ければ、給付金を支給する意義が存在しないことになることと主張。当該被害者への速やかな給付金支給と、合わせて「発生から7年」という給付金申請期限を早急に見直し、「発覚」を起点とする改正を検討していただくよう、2009年8月、警察庁長官に要望書を提出しています。犯罪被害者等給付金支給に当たって今後も社会の監視の下、適正に見直し、実行されていくよう求めて参ります。

◆ご相談・ご入会をご希望の方へ

長年苦しんでいる被害者、その家族の皆様のご相談をお待ちしております。被害者だけが知るつらい経験を分かち合い、会の活動にぜひご参加ください。

(会費無料)

〈お問い合わせ〉

〒110-0008 東京都台東区池之端2-1-35 -2109(出口方) TEL & FAX 048-734-6810 (小林自宅)

「犯罪被害者家族の会 Poena」

E-mail: deguchi@ll.em-net.ne.jp

URL: <http://www.ll.em-net.ne.jp/~deguchi/>

15年間の回顧

平成23年12月1日
犯罪被害者家族の会ポエナ 会長
池袋駅立教大生殺人事件
父、小林 邦三郎

私は平成8年4月11日にJR池袋駅7,8番線において、一方的な暴行により息子を亡くしました。未だに犯人を逮捕できずに悔しい思いをしています。息子の命の代償と供養を考えますと、犯罪防止のために活動することが最も大切と信じています。命の権利は亡き息子に存在することを理解し肝に銘じております。息子の命から「家族をもっと愛せよ」「他人をもっともっと愛しなさい」と教えられました。

永きに亘り犯罪防止を主眼に心の闘いをしてまいりましたが、事件から15年を経過した今、これまでの成果と（被害者）遺族に望むこと、今後の活動目標を皆様にお知らせいたします。皆様方にご理解頂きますとともに、ご支援を心からお願い申し上げます。

1、これまでの成果

- (1) 日本社会で犯罪被害者の遺族が、自ら事件を初めて社会問題とし、長年に亘り活動しました。
- (2) モンタージュを初めて公開したことで、一般社会に早期の公開が定着しました。
- (3) 交番における外を見る勤務改善と、犯罪の発生率評価の導入に尽力しました。
- (4) 殺意の目的を訴えて、初めて傷害致死事件を殺人罪に適用することができました。
- (5) 時効の改正を要望し、日本で初めて刑法、刑訴法の根幹が改正されました。
- (6) 個人で初めて懸賞金を提供することにより、国による法の制度が実現しました。
- (7) 少年法の適用年齢の引下げを要望し、おおむね12歳から適用する法改正に貢献しました。
- (8) 少年法を国際法に照らし18歳未満に引下げを要望しました。現在見送りになっていますが、再び論議が始まることを期待しています。
- (9) 少年犯罪で未逮捕になっている事件において、似顔絵が初めて公開されることに尽力しました。
- (10) 時効撤廃に関して、凶悪犯罪と重大犯罪すべてを対象とせず、殺人罪の適用のみに変更することに尽力しました。
- (11) 給付金の時効停止を、二つの事件を通して立証することに尽力しました。

2、犯罪被害者の遺族等に望むこと

- (1) 子供を亡くした親が離婚することも少なくありません。しかしこれは死を無

にすることを理解して欲しいと思います。

- (2) 犯罪被害者等給付金は、後遺症に悩む人と子供が残された家族が主体であり、一律引上げに疑問を感じています。犯罪者とその親に賠償と責任を求めることが先決です。
- (3) 一部の遺族等が国に賠償と卒業証書を求め、見舞金を要求しましたが、他の遺族や「死の平等」を考えることに欠如しています。
- (4) 「命の権利」は亡き者に存在することであり、匿名を求めることは許されないことです。
- (5) (財)矯正協会から3団体が毎年多額の支援金を受領しています。それは関係のない不特定多数の犯罪者が働いた金であり、その更生のために使用することが目的だと思います。
- (6) 残存する時効の撤廃は法の遡及の原点であり、法の存在意義のためにも遺族として法を侵すことは許されないことです。

3、 今後の活動目標

- (1) 息子の時効撤廃を、嘆願書の署名活動を通して撤回することを求め法の再改正を要望する。
- (2) 犯罪被害者等給付金の時効停止の法改正と、判例の見直しによる法の抜本的な改正を要望する。
- (3) 捜査方法と権限の法改正を要望し、検挙率の大幅改善を図る。
- (4) 被害者の匿名に関して、遺族が自ら判断をする法改正を要望する。
- (5) 犯罪者と親の賠償と責任を刑法に明記できるよう要望する。
- (6) 精神障害者による犯罪に関して、責任を明確にする法の制定を求める。
- (7) 少年法を国際法に照らして18歳未満までに引下げを再度要望し、18歳以上の犯罪者を実名にて報道できるようにする。
- (8) 保護司に関する法の改正を要望し、任命責任を明確にすることにより再犯防止に尽力する。
- (9) 「犯罪防止の日」を国として制定できるよう尽力する。
- (10) 推定無罪を見直す法改正を求め、死の平等を考えた法にするよう求める。冤罪を認め真犯人を捜すこともせずに推定無罪を認める法である限り、亡くなった者の人権は無に等しいことである。

常に他人のことを考え、国のために必要なことを望むことが、辛いことなれど遺族の最も大切なことです。息子と永遠の別れをしましたが、魂として心に刻まれており更なる精進に尽力致す覚悟です。